

人間文化研究機構本部事務局事務組織・事務分掌規程

平成17年4年1日
人間文化研究機構規程第100号
平成17年10月24日改正
平成18年 3月30日改正
平成19年 3月28日改正
平成20年 9月29日改正
平成20年12月22日改正
平成21年 5月12日改正
平成22年 5月27日改正
平成24年 4月26日改正
平成26年12月 2日改正
平成28年 3月28日改正
平成31年 3月25日改正
令和元年 7月 1日改正
令和3年12月13日改正
令和4年 3月31日改正
令和6年 3月22日改正
令和7年 3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条の規定に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する機構本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及びその所掌事務について定めることを目的とする。

(事務局長)

第2条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は機構長の監督の下に、事務局の事務を掌理し、機構の大学共同利用機関（以下「機関」という。）の事務について総括し、及び調整する。

(事務局内部の課及び係)

第3条 事務局にその所掌事務を分掌させるため、総務課、研究企画課、財務課及び施設課（以下「課」という。）を置く。

2 課に、係を置き、課の事務を分掌する。

(課長)

第4条 課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

(課長補佐)

第5条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を助け、課の事務を処理する。

(専門員、専門職員)

第6条 課に専門員及び専門職員を置くことができる。

- 2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。
- 3 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。

(係長等)

第7条 第3条第2項に規定する係に、係長及び主任を置くことができる。

- 2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。
- 3 主任は、上司の命を受け、その係の事務を処理する。

(総務課の事務)

第8条 総務課に次の4係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 情報システム係
- (3) 人事係
- (4) 給与・共済係

2 総務係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機構に係る所掌事務の総括及び機関との連絡調整に関すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他諸会議に関すること。(他の係に属するものは除く。)
- (3) 規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 公文書の接受、発送、編集及び整理保存に関すること。
- (6) 情報公開(個人情報の保護を含む。)に関すること。
- (7) 危機管理に関すること。
- (8) 男女共同参画に関すること。
- (9) 日本研究国際賞に関すること。
- (10) 役員の秘書事務に関すること。
- (11) 旅費及び謝金に関すること。
- (12) 所掌事務に関する調査統計その他報告に関すること。
- (13) その他総務課の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

3 情報システム係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報基盤室の業務に関すること。
- (2) 本部のネットワーク機器の管理及び運用に関すること。
- (3) 本部の共有の情報機器及びソフトウェアの管理及び運用に関すること。
- (4) 本部の情報対策基準等、セキュリティインシデントに関すること。
- (5) その他、本部の情報システムに関すること。

4 人事係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員数の管理に関すること。
- (2) 役職員の任免に関すること。

- (3) 機構長選考・監察会議に関する事。
- (4) 給与の決定及び諸手当認定に関する事。
- (5) 勤務時間管理に関する事。
- (6) 社会保険（共済組合を除く）及び労働災害補償に関する事。
- (7) 安全衛生に関する事。
- (8) 就業規則に関する事。
- (9) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (10) その他、人事、労務等に関する事。

5 給与・共済係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 共済組合に関する事。
- (2) 職員の給与計算及び支給事務等に関する事。
- (3) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (4) その他、給与・共済等に関する事。

（研究企画課の事務）

第9条 研究企画課に次の4係を置く。

- (1) 評価・IR係
- (2) 広報・社会連携係
- (3) 研究推進係
- (4) 研究支援係

2 評価・IR係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中期目標及び中期計画に関する事。
- (2) 機構として実施する評価に関する事。（他の課に係る評価を除く。）
- (3) IRに関する事。
- (4) 研究企画課の所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (5) その他研究企画課の他の係の所掌に属さない事項に関する事。

3 広報・社会連携係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機構における情報発信・オープンアクセスに関する事。
- (2) 国際発信・国際交流（研究者派遣・受入）に関する事。
- (3) 機構におけるデジタル・ヒューマニティーズに関する事。
- (4) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (5) その他、広報・社会連携に関する事。

4 研究推進係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基幹研究プロジェクトに関する事。
- (2) 共創促進研究に関する事。
- (3) 若手研究者育成に関する事。
- (4) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (5) その他、人間文化研究創発センターの事務に関する事。

5 研究支援係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究支援事務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 外部資金に係る事務に関する事。
- (3) 公的研究費の管理・監査に関する事
- (4) 研究活動における不正行為の防止等に関する事

- (5) 知的財産管理に関すること。
- (6) 総合研究大学院大学との連携協力に関すること。
- (7) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (8) その他、研究支援に関すること。

(財務課の事務)

第10条 財務課に次の3係を置く。

- (1) 財務係
- (2) 経理係
- (3) 決算係

2 財務係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 予算・収支計画及び資金計画に関すること。
- (3) 物品及び役務等の契約に関すること。
- (4) 固定資産（施設課の所掌に属するものは除く。）の管理に関すること。
- (5) 国立大学協会保険に関すること。
- (6) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (7) その他財務課の他の係の所掌に属さない事項に関すること。

3 経理係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 資金運用・管理に関すること。
- (2) 債権及び債務の管理に関すること。
- (3) 収入及び支払に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (5) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (6) その他、経理に関すること。

4 決算係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計の諸規程に関すること。
- (2) 計算証明に関すること。
- (3) 財務会計システムの運用に関すること。
- (4) 年度・月次決算に関すること。
- (5) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (6) その他、決算に関すること。

(施設課の事務)

第11条 施設課に施設係を置く。

2 施設係においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設整備に関し総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 営繕工事等の契約に関すること。
- (3) 施設関係の概算要求に関すること。
- (4) 固定資産（土地、建物及び附属設備）の維持管理及び処分に関すること。
- (5) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (6) その他、施設整備等に関すること。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月29日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。